

横須賀市文化財保存管理奨励金交付要綱

(総則)

第1条 市内の文化財の保存を目的として、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により指定又は登録を受けた文化財及び神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）又は文化財保護条例（昭和39年横須賀市条例第41号）の規定により指定を受けた文化財（以下「指定文化財等」という。）の保存管理に対する奨励金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる者は、次条に掲げる指定文化財等を日常的に管理する者（地方公共団体を除く。以下「管理者」という。）とする。ただし、当該管理者が当該指定文化財等の拝観等に係る入場料等の金銭を徴収している場合は、奨励金の交付を受けることができない。

(対象となる指定文化財等)

第3条 奨励金の対象となる指定文化財等は、次に掲げるものとする。

(1) 指定重要文化財

ア 有形文化財（建造物であつて、屋外に建立しているものに限る。以下同じ。）

イ 無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等をいう。以下同じ。）

(2) 指定重要民俗文化財

ア 有形民俗文化財

イ 無形民俗文化財

(3) 指定史跡

(4) 指定名勝

(5) 指定天然記念物

(6) 登録有形文化財

(交付金額)

第4条 奨励金の額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。

(交付通知)

第5条 教育委員会は、奨励金の額が決定したときは、速やかに交付金額及び交付条件を管理者に通知する。

(奨励金の請求)

第6条 管理者は、前条の通知内容の奨励金の交付を受けようとするときは、請求書を教育委員会に提出するものとする。

(交付条件)

第7条 管理者は、文化財保護法、神奈川県文化財保護条例又は文化財保護条例の規定を遵守し、当該指定文化財等を適切に保存し、又は管理を行わなければならない。

(奨励金の使途)

第8条 奨励金の使途は、次に掲げる指定文化財等の種別に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1号アに掲げる文化財 看守、清掃、案内、保全又は軽微な補修

(2) 第3条第1号イに掲げる文化財 行事に係る費用等管理者の活動に必要な経費

(3) 第3条第2号アに掲げる文化財 看守、清掃、案内、保全又は軽微な補修

(4) 第3条第2号イに掲げる文化財 行事に係る費用等管理者の活動に必要な経費

(5) 第3条第3号、第4号、第5号又は第6号に掲げる文化財 看守、清掃、案内、保全又は軽微な補修

(奨励金の返還)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 奨励金の交付を受けた年度の途中で第2条に規定する対象者でなくなったとき

(2) 第5条の規定により通知された交付条件に違反したとき

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種 別			交付金額 (円)
指定重要文化財	有形文化財	木造（門・四阿などを除く。）	80,000
		木造（門・四阿など）	70,000
		石造ほか	40,000
	無形文化財		100,000
指定重要民俗文化財	有形民俗文化財		40,000
	無形民俗文化財	保存に要する人数、衣装、道具類が多く、保存が比較的困難と判断されるもの	140,000
		保存に要する人数、衣装、道具類が少なく、保存が比較的容易と判断されるもの	100,000
指定史跡、指定名勝、指定天然記念物	指定面積が 500㎡以上のもの		50,000
	指定面積が 500㎡未満で、斜面など管理が比較的難しいと判断されるもの		
	指定面積が 500㎡未満のもの（管理が比較的難しいと判断されるものを除く。）		40,000
	土地に付随していないもの		20,000
登録有形文化財	建造物	木造	80,000